

新型コロナウイルス感染対策にかかる

営業時間短縮要請協力金の**申請手続き(第2期分)**について

## 申請受付期間

第2期分 ⇒ 令和4年 **3月7日** (月) ~ **3月24日** (木) まで(※第1期分の申請受付は、**3月11日(金)まで**となっています。申請がまだの方は早めに申請してください。)

## 申請に必要なもの

## 【第2期分の申請に必要なもの】

④~⑧の書類は、前回(第1期分)と変更が無い場合のみ、省略することができます。

- ① 支給申請書兼請求書[様式1]と誓約書[様式2]
- ② 対象期間に時間短縮営業を行ったことが確認できるもの  
(例: お店に貼ったチラシなどの写真や、告知したホームページなどのコピー)
- ③ 平成31年または令和2年または令和3年いずれかの**2月と3月の両月**の売上がわかるもの(帳簿など)
- ④ 申請書兼請求書に記載する振込口座が確認できる通帳のコピーなど  
※銀行名・支店名・預金種別・口座番号・名義(カタカナ部分)がわかるように。
- ⑤ 営業の実態が確認できる書類(直近1期分の確定申告書の写しなど)
- ⑥ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し
- ⑦ お店の外観写真(店舗名がわかるように)と内観写真(飲食スペースがわかるように)
- ⑧ 新型コロナウイルス感染防止対策シート

## 申請方法

門川町役場まちづくり推進課へ、郵送または直接窓口へご提出ください。

## 申請先/お問合せ

〒889-0696 門川町平城東1-1 門川町役場まちづくり推進課商工観光係 ☎0982-63-1140

~~ 以下は、前回お配りしましたチラシと同じ内容です ~~

## 《時短要請対象期間》

第1期 ⇒ 令和4年1月25日(火) ~ 2月13日(日) まで

※協力金の支給対象は1月28日からで、1月25・26・27日から継続して協力した場合はその期間を加算。

第2期 ⇒ 令和4年2月14日(月) ~ 3月6日(日) まで

## 《対象施設》

食品衛生法の許可を受け、ガイドラインを遵守している飲食店

※持ち帰り(テイクアウト)や宅配(デリバリー)、イートインスペースがあるスーパーやコンビニ等の小売店は対象外となります。

## 《要請の内容》

- 午後8時以降の店舗内での飲食の提供を行わない。
- 酒類の提供は終日行わない。

## 《協力金の額》

1店舗1日あたり 30,000円~100,000円 (店舗によって異なります)